

公益財団法人日本セーリング連盟 職務規程

第1条 (趣旨)

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟 (以下、「連盟」という。) が定めた定款に基づき、組織機構と役職の役割をより明確にして事業を遂行するために設ける。

第2条 (理事会の役割)

理事会は連盟が定めた定款第3条 (目的) に沿った事業 (第4条並びに第5条) を行うための最終議決機関であり、執行機関であり、以下に定める事項を行う。

- (1) 理事会は定款第4条並びに第5条に定める事業を行うための委員会を設置することができ、又委員会への委任事項を決議する。
- (2) 理事会は連盟の事業を行う上で必要とされる運営規則の制定、改廃を審議し決議する。
- (3) 理事会は常任委員会を設置し、次回理事会開催までの間の緊急を要する問題の業務執行を委任することとし、常任委員会は必要に応じ当該業務執行について理事会に報告しなければならない。
- (4) 理事会は常任委員会に連盟事業に対する政策立案を委任することとする。
- (5) その他、理事会は定款第30条に定める本連盟の業務に関する重要な事項を決議し、執行する。

第3条 (役員の決裁)

定款第23条 (理事の職務及び権限) 及び第24条 (監事の職務及び権限) に定められた役員の責務を果たす為の業務の決裁を適切且つ迅速に行う為に、決裁規程を別に定める。

第4条 (常任委員会の役割)

常任委員会は、副会長、専務理事、常務理事、及び業務担当理事等、会長の推薦委嘱されたメンバーで構成され、理事会は以下の業務を常任委員会に委任することとする。

- (1) 理事会への提案議題の整理、検討
- (2) 各委員会に対する日常業務の指導
- (3) 各委員会の事業執行及び評価の実施と理事会への報告
- (4) 連盟事業の推進状況の把握と理事会への報告
- (5) 連盟の長期政策の検討、理事会への提案
- (6) 運営規則の制定、改廃の提案
- (7) その他、理事会から委任された業務

第5条 (専門委員会の運営)

定款第38条に基づき設置された専門委員会の運営は、下記の通りとする。

- (1) 専門委員会は、理事会で決定された政策に基づき、実行計画作成及び実行、関連規則の作成、評価の取りまとめを行う。
- (2) 各委員会は、委員長、副委員長と必要最小限の委員で構成し、事務局を置き、議決には担当理事の出席を原則とする。
- (3) 会計処理については、別に定める経理事務規程、決裁規程により行う。
- (4) その他、理事会から委任された業務を行う。

第6条 (連盟事務局の運営)

事務局の運営は、事務局長が会長の方針に従い連盟事務を掌理し、事務局次長は事務局長を補佐

- し、その職務を代理する。
- 2 運営については連盟文書取扱規程、連盟経理規程、連盟印章規程、連盟旅費規程、連盟事務局処理規程に従う。
 - 3 事務局員には、業務分担を明確にして業務遂行に当たらせる。

附則

1. この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
2. 本規程は、平成24年12月 8日の理事会において改訂決議し、即日施行する。